

京都市上下水道局工事請負契約約款第12条第3項の取扱いについて

(平成23年5月25日決定)
(一部改正 令和3年3月31日)

京都市上下水道局工事請負契約約款第12条第3項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」については、平成22年9月6日付け国土交通省通知「『工事請負契約書の運用基準について』の一部改正について」に準拠し、少なくとも下記のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこととする。

記

- 1 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 2 京都市上下水道局工事請負契約約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 前3項に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

附 則

この取扱いは、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。